

外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の設置認可等取扱内規

27生私行第3126号

平成28年1月25日

最終改正31生私行第1339号

令和元年7月3日

(趣旨)

第1 東京都所轄の外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校(以下「外国人学校」という。)の設置認可等については、各種学校規程(昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(外国人学校の要件)

第2 この内規に基づき認可をする外国人学校は、外国人が暮らしやすい環境の整備に寄与するために外国人児童・生徒を対象として教育を行う施設とし、学校教育法第17条(昭和22年法律第26号)に規定する就学義務の対象となる児童・生徒を受入れてはならない。
なお、日本語教育施設等、留学生を主に対象として教育を行う施設は、この内規に定める外国人学校には含まないものとする。

(校地等)

第3 規程第9条第2項に規定する校地(以下「校地」という。)は自己所有であり、かつ、負担付きでないものとする。ただし、次のいずれかに該当し、又は第6に規定する外国人学校を設置し、教育上支障がないことが確実と認められる場合には、自己所有であることを要しない。

- (1) 借用部分が校地面積の2分の1以下で、所有することが困難な場合
- (2) 借用部分が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社等の財産で、所有することが困難な場合
- (3) 借用部分が公益法人の所有で、当該法人の目的に照らし、学校法人への寄附又は譲渡が困難な場合

(4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、特別な事情があると認められる場合

2 1 (1)、(3) 及び (4) の場合においては20年以上の地上権又は賃借権を設定し、登記することを要する。この場合、登記できない特別の事由がある場合には、公正証書を作成するものとする。

3 1 (2) の場合においては、長期にわたり、安定して使用できることが確実である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。

4 外国人学校の運動場は、校舎と同一敷地又はその隣接地になければならない。ただし、教育上及び安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(校舎等)

第4 規程第9条第2項に規定する校舎(以下「校舎」という。)は自己所有であり、かつ、負担付きでないものとする。ただし、次のいずれかに該当し、又は第6に規定する外国人学校を設置し、教育上支障がないことが確実と認められる場合には、自己所有であることを要しない。

(1) 自己所有部分が、別表1に規定する校舎の基準面積を満たし、かつ、借用部分の面積が自己所有部分の面積を超えない場合で、所有することが困難な場合

(2) 借用部分が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産等で、所有することが困難な場合

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特別な事情があると認められる場合

2 1 (1)及び(3)の場合においては20年以上の賃借権を設定し、登記することを要する。ただし、登記できない特別の事由がある場合には、公正証書を作成するものとする。

3 1 (2)の場合においては、長期にわたり、安定して使用できることが確実である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。

4 普通教室の数は、学級数と同数を確保するものとする。

(運用資金及び経費の維持)

第5 外国人学校の運用財産は、確実な収入源によるものとし、運用財産のうち現金又は預金は、年間経常的経費の4分の1以上を保有していなければならない。

2 1の規定にかかわらず、第3 1 (4)及び第4 1 (3)により校地及び校舎又は校地若しくは校舎を借用する場合は、次に掲げる運用資金を保有すること。ただし、第6に規定する外国人学校を設置する場合をのぞく。

(1) 校地及び校舎を借用する場合

年間経常的経費の修業年限(複数の修業年限がある場合は最長の修業年限とする。以下同じ。)分以上

(2) 校地又は校舎を借用する場合

開設年度の経常的経費1年分及び修業年限から1年を差し引いた年数分の賃借料

(校地等の特例)

第6 特別区内において、都市の再生の推進及び対日投資促進のため、高度外国人材が就労しやすい生活環境整備の一環として、その子弟の教育環境の充実を目的とする外国人学校が、校地及び校舎又は校地若しくは校舎を借用する場合の要件は次のとおりとする。

(1) 次の団体等の認定を受けていること。

ア スイス連邦ジュネーブ州に主たる事務所が所在する団体である国際バカロレア事務局

イ アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ

ウ アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル

エ グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー州に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ

オ 本国政府の指定、認証等

- (2) 特別区内において新規に設置する外国人学校又は位置変更をする外国人学校であること。ただし、位置変更の場合は、生徒定員の増加を伴い、かつ校舎面積及び運動場の面積が従前のそれを下回らないものであること。
- 2 当該借用について、校地においては10年以上の地上権又は賃借権、校舎においては10年以上の賃借権を設定し、登記することを要する。ただし、登記できない特別の事由がある場合には、公正証書を作成するものとする。
- 3 次に掲げる運用資金を保有すること。ただし、第3(1)、(2)及び(3)並びに、第4(1)及び(2)に該当する場合は、第5-1のとおりとする。
 - (1) 校地及び校舎を借用する場合
第5-2(1)のとおりとする。ただし、修学年限以上の学校運営の実績があり、毎年度の授業料や入学金等の経常的収入で、毎年度の経常的支出の均衡が保たれていることが確認できる場合は、第5-2(1)の2分の1に相当する運用資金とする。
 - (2) 校地又は校舎を借用する場合
第5-2(2)のとおりとする。ただし、修学年限以上の学校運営の実績があり、毎年度の授業料や入学金等の経常的収入で、毎年度の経常的支出の均衡が保たれていることが確認できる場合は、第5-2(2)の2分の1に相当する運用資金とする。

(教職員等)

- 第7 専任教員は、学級数以上の数を確保するものとする。
- 2 外国人学校には、学校医を置くものとする。ただし、学校医は、非常勤であっても差し支えないものとする。

附 則

- 1 この規定に定めのない事項については、私立各種学校規程施行内規（昭和34年総私二発第2号総務局長決定。以下「各種学校内規」という。）の定めるところによる。
- 2 この規定の施行の際、各種学校内規に基づき設置認可されていた外国人学校は、この規定に基づき設置認可された外国人学校とみなす。

附 則（27生私行第3126号）

この内規は、平成28年1月25日から施行する。

附 則（29生私行第3058号）

この内規は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（31生私行第1339号）

この内規は、令和元年7月3日から施行する。

別表 1

同時に収容する生徒数	150 人以下	151 人～300 人	301 人以上
校舎の面積	$(2.31 \times \text{生徒数}) \text{ m}^2$ $(0.7 \text{ 坪} \times \text{生徒数}) \text{ 坪}$	$\{350 + 2.17 \times (\text{生徒数} - 150 \text{ 人})\} \text{ m}^2$ $\{105 \text{ 坪} + 0.65 \times (\text{生徒数} - 150 \text{ 人})\} \text{ 坪}$	$\{674 + 2.0 \times (\text{生徒数} - 300 \text{ 人})\} \text{ m}^2$ $\{202 \text{ 坪} + 0.6 \times (\text{生徒数} - 300 \text{ 人})\} \text{ 坪}$

注（１）校舎の面積は 116 m^2 （35 坪）を下ってはならない。

（２）小数点以下は切り上げる。